

地域援農ボランティアの養成事業(東京の青空塾)実施要綱

制定 : 平成 13 年 3 月 30 日付 12 農振財農第 641 号

改正 : 平成 14 年 6 月 1 日付 14 農振財農第 123 号

改正 : 平成 19 年 5 月 1 日付 19 農振財農第 94 号

改正 : 平成 25 年 5 月 17 日付 25 農振財農第 180 号

改正 : 平成 30 年 4 月 1 日付 29 農振財農第 1413 号

第 1 目的

東京農業にふれあい、農業者との交流を深め、東京農業の意義と役割を理解してもらい、東京農業の支え手を確保するため、農業に関心を持つ援農希望者を対象に農作業体験を主体とした「地域援農ボランティアの養成事業(東京の青空塾)」(以下「青空塾」という。)を実施し、援農ボランティアを養成する。

事業の内容は、公益財団法人 東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)理事長が定める。

第 2 事業の実施体制

本事業は、原則として区市町村を単位とした各地域推進組織が地区毎に運営し、地域研修は各地域推進組織が、中央研修は財団が実施する。

また、財団と各地域推進組織は協力して事業を行うこととする。

第 3 事業内容

本事業の内容は次のとおりとする。

1 援農ボランティアを養成するための講座の実施

- (1) 財団が行う中央研修として、講義、現地視察
- (2) 地域推進組織が行う地域研修として、農作業実習等

2 養成した援農ボランティアの認定及びデータの管理

第 4 ボランティアの認定

財団理事長は、所定の講座を修了した者を援農ボランティアとして認定するものとする。

第 5 長期継続援農ボランティアの表彰

財団理事長は、認定後に長期間援農ボランティアを継続している者を表彰するものとする。

第 6 その他

本要綱の実施のために必要な事項は、別に財団理事長が定めるものとする。

地域援農ボランティアの養成事業(東京の青空塾)実施要領

制定：平成14年6月1日付 14農振財農第 123号
改正：平成17年4月1日付 16農振財農第 773号
改正：平成19年5月1日付 19農振財農第 94号
改正：平成22年4月1日付 22農振財農第 33号
改正：平成25年5月17日付 25農振財農第 182号
改正：平成25年10月29日付 25農振財農第 765号
改正：平成30年4月1日付 29農振財農第 1413号
改正：令和8年1月27日付 7農振財農第 1453号

第1 事業の趣旨

地域援農ボランティアの養成事業(東京の青空塾)実施要綱(平成13年3月30日付 12農振財農第641号。以下「実施要綱」という。)に基づく、地域援農ボランティアの養成事業(東京の青空塾)(以下「青空塾」という。)については、実施要綱のほか、本実施要領で定めるものとする。

第2 新規参加、継続、中止

1 新規参加

本事業に新規に参加を希望する地域推進組織は、区市町村ごとに「東京の青空塾事業新規地区指定申請書(様式第1号)」を、公益財団法人 東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)理事長に提出して、指定を得るものとする。

2 継続

前年度に本事業に参加している地域推進組織は、当該年度の開講式・第1回講義の開催に係る指定期日前までに、財団理事長あてに援農ボランティア養成講座受講生名簿(様式第1号(1))及び同受入農家名簿(様式第1号(2))を財団理事長に提出するものとする。

なお、新規参加の地域推進組織も同様とする。

3 中止

本事業を中止する地域推進組織は、東京の青空塾事業参加中止申請書(様式第2号)を財団理事長に提出して、承諾を得るものとする。

第3 受講者の募集

1 地域推進組織は、青空塾受講生を募集するにあたり、地域の事情に応じて、応募者の要件等を定めることができる。

2 受講生として申し込むことができる者は、地域の農家において農作業等を行うボランティアとして支援できる者とする。

第4 事業の内容

1 講座の開催

- (1) 財団は、地域推進組織が募集した受講生を対象に、中央研修として講義及び現地視察を実施する。
- (2) 地域推進組織は、野菜、花き、果樹、植木の4コースのうち、地域の農業事情等に応じたコースを設定し、地域研修として農作業実習等を実施する
- (3) 地域推進組織は、地域の農業事情等に応じて、講座や実習を追加することができる。
- (4) 中央研修及び地域研修の時間当たりの単位数は、以下のとおりとする。

研修	実施回数	時間(単位)
中央研修(講義)	2回	2時間 × 2日 = 4時間 (2単位)
中央研修(現地視察)	1回	1日 又は 半日 (1単位)
地域研修(農作業実習等)	10回	2時間 × 10日 = 20時間 (10単位)
備考 地域推進組織が実施する独自の開講式又はそれに順ずる式以降であれば、青空塾開講式前に行われた実習についても実施回数に数えることができる。ただし、独自の開講式等に係る資料(案内文書、受入農家・ボランティアの名簿等)を財団に提出する必要がある。		

2 データの管理及び整備

- (1) 財団は、養成又は認定した援農ボランティアに関するデータの管理及び整備を行う。
- (2) 地域推進組織は、認定された援農ボランティアを活動ボランティアとして登録する。

第5 援農ボランティアの認定

- 1 認定基準は、原則として講座の出席率70%以上で所定の課程を修了した者とする。
ただし、中央研修の出席が0回の者及び実習において講師等が援農ボランティアとして不適任と認められた者を除く。
- 2 地域推進組織は、講座実施後、指定期日までに受講者の出席者報告書(様式第3号)を財団に提出する。
- 3 また、出席率70%未満の者であっても、区市町村長又は農協の代表者の推薦がある場合は、援農ボランティア認定推薦書(様式第4号)を財団に提出し、審議の上、財団理事長が認定することができる。
- 4 市区町村独自で講座を実施している地域推進組織は、援農ボランティア認定依頼書(様式第5号)を提出して、財団理事長に認定審議を依頼することができる。

第6 長期継続援農ボランティアの表彰

- 1 表彰対象者とは、平成8年度から平成12年度までの間に、財団が東京都より受託し実施した援農ボランティア支援事業における「ふれあい農業ボランティア」、又は平成13年度以降に本事業で「援農ボランティア」に認定され、後に累計5年以上援農ボランティア活動を行い、か

- つ表彰年度に活動実施している者の中で地域推進組織が推薦した者とする。
- 2 地域推進組織は、財団の表彰式実施に際し、長期継続援農ボランティア表彰推薦書(様式第6号)を財団に提出する。
 - 3 財団理事長は、地域推進組織の推薦に基づき表彰する。

付則

この要領は、令和8年 1月 27日から施行する。